

「天神岬アウトドアフェスティバル」企画運営業務委託仕様書

1 業務名

「天神岬アウトドアフェスティバル」企画運営業務

2 業務の目的

檜葉町天神岬スポーツ公園において、全国のアウトドア愛好家をターゲットにアウトドアアクティビティ体験（SUP やカヤック、テントサウナ等）や野外音楽ライブを併せ持ったイベントを開催し、様々な体験ができるキャンプ場として魅力を最大限に磨き上げることで、天神岬のみならず檜葉町をアウトドアの町として、知名度、ブランドを向上させ交流人口の拡大へとつなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 27 日(金)まで

4 委託上限額

10,233,000 円（消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 開催概要

天神岬スポーツ公園において檜葉町の自然を活用したアウトドアアクティビティ体験を行うとともに、音楽演奏やアウトドアグッズブース、飲食ブースなどを展開し、複合的に楽しめる野外イベントを開催する。

実施にあたっては、業務の目的に沿って実施し、来場予定者数を達成するよう来場者の興味を引く企画、演目全体を通して楽しんでいただける工夫を行うこと。

イベント名称：天神岬アウトドアフェスティバル

開催日：令和 6 年 10 月 12 日（土）

開催場所：檜葉町天神岬スポーツ公園（キャンプサイト含む）、木戸川河口

開催時間（目安）：令和 6 年 10 月 12 日（土）10 時～15 時

入場者目標数：のべ 500 人以上

※イベント名称及び開催日時は委託者と協議のうえ最終決定すること。

6 業務内容

(1)天神岬アウトドアフェスティバルの実施に係る企画及び運営

- ・ 本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・ 業務責任者を含む必要な体制を整え、円滑な進行管理・運営管理を行うこと。
- ・ 本業務で発生した収入は事業の経費に充当すること。

(2)アウトドアアクティビティ体験の実施

- ・ 檜葉町の自然を活用したアウトドアアクティビティ体験を実施すること。初めて体験する人が参加しやすいような取り組みにすること。また参加者の安全を確保するため、数名の専門スタッフを配置すること。
- ・ 檜葉町のアウトドアアクティビティ体験に精通している、一般社団法人ならはみらいと協力のうえ実施すること。

アウトドアアクティビティ体験の例：

SUP、カヤック、テントサウナ、キャンプ飯教室等

※会場のレイアウトについては【別紙】会場イメージ図を参照すること。

なお、このイメージ図はあくまで一例であり、この通りに事業を実施することを求めるものではない。

(3)ステージイベントについて

- ・ イベントの目玉として、認知度が高く、来場者の集客が可能な実現性のあるアーティストと、企画内容を提案すること。
- ・ アーティスト（プロ・アマ問わず）による、アウトドアにふさわしいジャンルの音楽ライブ演奏を実施すること。
- ・ アーティストの選定については委託者と相談のうえ決定すること。
- ・ 本事業の出演者等との連絡調整や対応は、原則受託者が行うこと。
- ・ 必要な設備の搬入搬出・設営及び撤去を行うこと。

(4)ブース出展について

- ・ 各ブースの出展者の募集及び管理に関すること。

- ・ 飲食及び特産品ブースは主に福島県内の事業者を採用し、福島県の魅力発信につながるような取り組みにすること。

(5) イベントの入場管理やキャンプサイトの運営に関すること。

- ・ 本イベントの事前の参加申込受付を行うこと。
- ・ 宿泊可能なキャンプサイトを設けること。既存のオートキャンプサイト及びフリーキャンプサイトを活用すること。
- ・ ペットの入場は不可とすること。
- ・ チケットはアウトドアアクティビティ体験の参加費用も加味すること。
(アウトドアアクティビティ体験には個別に参加料を取らないこととする。)
- ・ チケットの料金設定は委託者と協議のうえ決定すること。

想定チケット種別：

1day チケット（フリーキャンプサイト利用料含む）、

1day チケット（オートキャンプサイト利用料含む）

(6) 広報・宣伝活動を実施すること

本イベントの参加者アンケートや、動画撮影などを行い次年度へと効果的につなげるとともに、イベントの様子を広く発信すること。また広告媒体等を利用し、イベントの参加者募集を行うと同時に、檜葉町で体験できるアウトドアアクティビティ体験の魅力を効果的に情報発信すること。

広報・宣伝活動の実施例：

- ・ 公式 HP の制作
- ・ ポスター、チラシ等の制作、配布
- ・ TV、ラジオ等の媒体
- ・ 広告出稿（ウェブ、新聞、雑誌、交通等）
- ・ プレスリリース配信
- ・ SNS 等での情報発信 等

(7) その他

法令を順守し、事故等の防止など安全管理に努めること。アクティビティ体験の参加者については、傷害保険等に参加させること。事故等発生時の対応体制を整備すること。

7 事業の中止等に係る対応について

やむを得ない事由により、本事業の開催が困難になった場合は、委託者と協議の上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。この場合の代替措置についても、双方協議の上、決定するものとする。

8 成果品

事業内容を写真等で記録し、実施内容、来場者数等を記載した実施結果報告書を下記のとおり提出すること。また、来場者にアンケートを行い、結果を集計・分析して提出すること。

提出物：

実施結果報告書、アンケート結果（いずれも A 4 版） 2 部

※成果品の帰属について

本事業に関する著作権（広報等において制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、原則委託者に帰属する。

9 再委託

受託者は、業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。

10 その他

その他、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合については、委託者と受託者の協議による。